

試験場規約

一般社団法人 日本再生可能エネルギー推進機構

第1条 （目的）

一般社団法人日本再生可能エネルギー推進機構（以下「JREPO」という）が福岡県北九州市若松区響町2丁目8番3にて運営・管理する小型風力発電フィールド試験場（以下、「本試験場」という）において、運営管理者である JREPO が小型風力発電機の実証試験を行おうとする者（以下、「受験者」という）に対し、遵守すべき事項を『本試験場規約』として定める

第2条 （受験者の心構え）

受験者は、本試験場の提供が北九州市の公募実証事業の一環として市有地を利用して行われ、我が国における小形風力発電促進を図るという公共的目的を有していることを理解し、本試験場の利用に当たって自己責任の原則を旨とすること、JREPO、北九州市、本試験場を利用する第三者及びその他本試験場に関係する当事者に迷惑が掛かることのないよう、事故・事件・トラブルの防止に努めるものとする。

第3条 （受験資格）

JREPO 賛助会員及び一般社団法人小形風力発電協会（以下「JSWTA」という）会員、営利を主たる目的としない公共性が認められる団体及び個人等を対象とする。

第4条 （試験場利用料）

受験者は、別途定める本試験場の利用料を JREPO の請求に従い遅滞なく支払わなければならない。

第5条 （試験規格）

受験者が本試験場において受ける試験は、「一般社団法人日本小形風力発電協会規格」JSWTA0001・「日本産業規格」JIS C 1400-2:2020 を適用または準拠するものとする。

第6条 （認定機関の関与）

本試験場における試験は、原則、認定機関がデータの収集および試験報告書の作成を行うものとし、JREPO から試験データの提供は行わない。但し、試験規格・基準への適合が公に要求されていない独立電源等の類、または商用化（製品化）を目的としない試験研究機に関しては、認定機関の関与は任意とし、JREPO の了承を得た方法により、受験者の責任においてデータの収集と管理を行い、厳格に試験報告書を作成するものとする。

第7条 （小型風力発電試験場における対応可能試験項目）

本試験場における試験項目は、JREPO が特に承認した場合を除き、性能試験、耐久試験及び安全性試験の3試験とする。

第8条 （試験対象製品）

本試験場において試験に供される風車は、JREPO が特に書面で明示的に承認した場合を除き、受風面積50㎡以下、半径4m未満且つ実績もしくは初期性能が確認されている小型風車とする。

第9条 （試験情報の取り扱い）

1. JREPO が試験申込までに受験者から取得した情報のうち、第11条(1)のうち試験概要、2) および(3)の情報については、本試験場が公共財を利用していることに鑑み、原則としてJREPO のwebページ、その他の方法により公表することとする。また、同じくこれらの情報をJREPO の判断により北九州市及びJSWTA に提供し、提供先において公表されることがある。
2. 受験者は、試験終了後、試験データをJREPO に提出しなければならない。
3. JREPO は、前項に基づき取得した試験データをJREPO の判断により公表することができる。また、同データをJREPO の判断により、JSWTA に提供し、提供先において公表されることがある。

第10条 （試験申込）

次条記載書類の提出・承認及びJREPO が別途定める試験申込書の提出をもって申し込みとする。

第11条 （提出書類）

受験者は、試験申込書提出までに、JREPO に対し、次に掲げる資料を受

験者の様式にて提出し、了承を得なければならない。

- (1) 小型風力発電試験場使用申込書
- (2) 仕様書
- (3) 外観写真
- (4) 外観図
- (5) 風車図面
- (6) 筐体（支柱）図面
- (7) 基礎図面
- (8) 損害賠償保険証の写し
- (9) 実績報告書・初期性能報告書
- (10) 設置工事計画書（工事内容・日程）
- (11) 試験概要に基づく試験マニュアル（手順）

第12条（来場者の報告）

受験者は、受験の間、本試験場に来場する者のリストを作成し、事前にJREPOに提出しなければならない。受験者は、来場者リストに記載のない者を本試験場に入れてはならない。

第13条（試験場機器・設備の使用）

1. 受験者は、善良なる管理者の注意義務を以て、本試験場設備・備品を使用しなければならない。万が一、この義務を怠り本試験場設備・備品を破損・滅失させた場合には、受験者は、JREPOに対し、速やかにその損害を賠償しなければならない。
2. 受験者は、受験に先立ち、JREPO立会の下、JREPOが所有する本試験場設備・備品の受験前動作確認（目視及び書面《計器類校正証明》による）を行い、受験者は別途作成する「機器・設備使用前立会確認書」にて動作確認を明らかにする。
3. JREPOが所有する本試験場設備・備品に含まれる計測器及び測定器の校正は、JREPOの責任において行う。校正証明は必要に応じ受験者へ提示する。
4. 受験開始後、本試験場設備・備品に異常があることが疑われるとき、または異常が確認されたときは、受験者は、速やかにJREPOへ報告しなければならない。その場合の修繕の判断・実施は、JREPOが行う。
5. 受験者は本試験場設備・備品の変更、改善、修繕または補修をJREPOの同意無く行ってはならない。
6. 受験者が本試験場設備・備品の変更、改善をしたことにより、受験者

自身に損害が生じた場合、当該変更・改善が JREPO の承諾に基づく場合であったとしても、JREPO はこれを賠償する責任を負わない。損害が第三者に生じた場合、受験者においてこれを賠償しなければならない。

第14条（試験データの欠損及び試験の中断のリスク）

試験データの取得、保管、管理は、受験者自らの責任において行うこととし、JREPO は、次に例示する事由による他、JREPO の責に帰さない事由によって生じた試験データの異常・欠損及び試験の中断について、何らの責任も負わない。

- (1) 本試験場に常設する蓄電池及びバックアップシステムの性能を超える長時間の停電等により通信障害が生じ、遠隔監視カメラによる監視不能・困難、運転データ監視の不能・困難、試験データ記録の欠損が発生した場合
- (2) 台風、大雨等による停電及び通信障害の場合
- (3) 第 20 条の規定により、試験が中止された場合

第15条（他の受験者及び第三者に対する責任）

1. 受験者は、受験に当たり、他の受験者を含む第三者に損害を与えることがないように細心の注意を払わなければならない。もし、万が一、第三者に被害が及んだ場合には、本試験場設備・備品の瑕疵に起因する場合を除き、受験者がこれを賠償しなければならない。また、それら不測の事態を慎重に想定し、見合う保険等に加入し、試験開始前までに JREPO に報告しなければならない。
2. 受験者は、他の受験者の機密情報を不正に取得してはならない。

第16条（受験者の機密情報の保護責任）

1. 受験者は、本試験場において、受験者の試験と並行して他の受験者の試験が行われる場合があること、見学者等の来訪があることを理解し、受験者自身の機密情報の管理、保護、取扱いに注意しなければならない。
2. 受験者の機密情報が、万が一、他の受験者によって不正に取得された場合であっても、JREPO はその責任を負わないものとし、受験者は、当該不正取得受験者との間で問題の解決を図るものとする。

第17条（設置及び撤去工事）

- (1) 申込後、JREPOにて本試験場の状況を勘案して予定日程を決定する。
ただし、風況により決定した予定日程を変更せざるを得ない場合がある。
- (2) 試験終了後、受験者は速やかに撤去工事計画書（工事内容及び日程）を提出し、JREPOとの間で計画を決定する。
- (3) 受験者は、撤去工事完了をもって原状回復しなければならない。
- (4) 受験者は、設置及び撤去工事完了時点において、その旨をJREPOへ報告し、しかるべき確認を受ける。
- (5) 工事期間中は安全管理を徹底することとする。

第18条（試験日程の確定）

受験者は設置工事終了をJREPO並びに認定機関に報告し、試験開始日程を確定する。

第19条（安全管理・法令遵守）

受験者は試験の準備・試験期間・撤去・原状回復の全ての段階において安全管理を徹底すると同時に関連法令を遵守する。

第20条 試験の中止

1. 受験者が本利用規約に反し、これを遅滞なく是正することができないとJREPOが判断した場合、またはJREPOに対する報告内容に虚偽があることが判明した場合、JREPOは、直ちに受験者の試験を中止させ、受験者が本試験場に設置した設置物を撤去して退去させることができる。
2. JREPOは、自然災害、機器の故障・破損、その他の事情により、試験を継続し、本試験場機器・設備に損傷が生じる、または、他受験者ないし第三者に損害を及ぼす蓋然性が高いと判断した場合、受験者に対し、直ちに試験を中止するよう命ずることができる。受験者に連絡が付かないなど、受験者自身による措置が合理的に期待できない事情がある場合、JREPO自ら試験機を停止させることができる。
3. 前項又は前々項に基づき試験を中止した場合、受験者に生じた損害について、JREPOは一切責任を負わない。また、既に受験者からJREPOに対する支払い義務の生じた債務について、如何なる影響も受けない。

以上